

国渉第 216 号
令和5年2月15日

公益財団法人茨城県国際交流協会
理事長 根本博文様

茨城県知事 大井川 和彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和5年2月15日 から 令和10年2月14日 まで